



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年6月7日金曜日 第2476号

◇ 目 次 ◇

漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	(水産課) ...	452
公共測量の実施の通知.....	(道路維持課) ...	452
介護員養成研修事業者の指定.....	(東予地方局地域福祉課) ...	452
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(東予地方局今治支局環境保全課) ...	452
土地改良区役員の就退任の届出(4件).....	(中予地方局農村整備第一課) ...	454
土地改良事業の計画の変更の認可.....	(") ...	455
開発行為に関する工事の完了(2件).....	(中予地方局建築指導課) ...	455
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	(南予地方局農村整備課) ...	455

公 告

公文書の公開の実施状況.....	(広報広聴課) ...	456
個人情報の開示等の実施状況.....	(") ...	456
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告(2件).....	(男女参画・県民協働課) ...	457
登録販売者試験の実施.....	(薬務衛生課) ...	457
衛生指導総合情報システムサーバ機器等の賃貸借及び保守管理業務委託.....	(") ...	458
争議行為の通知の公表.....	(労政雇用課) ...	459

公安委員会規則

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則.....	(警察本部交通企画課) ...	459
--------------------------	-----------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第697号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成25年6月7日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成25年6月7日から20日まで

○愛媛県告示第698号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、砥部町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年6月7日

愛媛県知事 中村時広

- 作業種類 公共測量(空中写真測量、写真地図作成)
- 作業期間 平成25年5月28日から
9月30日まで
- 作業地域 砥部町(旧砥部町域)

○愛媛県告示第699号

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成25年6月7日

愛媛県東予地方局長 俊野健治

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 年 月 日
社会福祉法人愛美会	愛媛県四国中央市上分町乙8番地2	介護職員初任者研修課程	平成25年5月30日

○愛媛県告示第700号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県今治保健所及び今治市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成25年6月7日

愛媛県今治保健所長 廣瀬浩美

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
株式会社四阪製錬所
新居浜市西原町三丁目5番3号
代表取締役 日下部 武
- 事業場の名称及び所在地
株式会社四阪製錬所

今治市宮窪町四阪島135番地

3 特定施設に関する事項

No.1 洗浄塔

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第62号 水 排ガス洗浄施設 ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年12月27日政令第433号）別表第2第13号 口 排ガス洗浄施設	
特定施設の能力	毎分1,000ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後約2か月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1.0～3.0 最大 0.5～3.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 120 最大 160
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 300 最大 500
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 300
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 5
	ダイオキシン類含有量（単位 1リットルにつきピコグラムTEQ）	通常 10,000 最大 10,000
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 1,740 最大 2,000

4 汚水等の処理施設に関する事項

No.2 シックナー

設置年月日	昭和52年 6月20日
処理施設の種類	物理処理
処理施設の型式	凝集沈殿方式
処理施設の構造	SS及びゴムライニング製
処理施設の主要寸法	直径9.0メートル、高さ3.0メートル
処理施設の能力	1日当たり11,330立方メートル処理

汚水等の処理の方式	凝集沈殿法		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1.0～3.0 最大 0.5～3.0	通常 1.0～3.0 最大 0.5～3.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 120 最大 160	通常 10 最大 20
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 300 最大 500	通常 70 最大 120
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 300	通常 5 最大 10
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 5	通常 5 最大 5
	ダイオキシン類含有量（単位 1リットルにつきピコグラムTEQ）	通常 10,000 最大 10,000	通常 500 最大 600
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 4,800 最大 6,800	通常 4,300 最大 6,300	

備考 処理水は工程水として再利用し、残さは製造工程へ送る。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
四阪1号排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.0～9.0 最大 5.0～9.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5.5 最大 6.9
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 15 最大 30
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 6.2 最大 14.2
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.4 最大 1.3
	ダイオキシン類含有量（単位 1リットルにつきピコグラムTEQ）	通常 1.0 最大 7.8

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 20.532 最大 30.346
----------------------------	------------------------

○愛媛県告示第701号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市居相土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 6月 7日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	洲之内 貞 治	松山市居相一丁目3番10号
"	今 村 省 三	松山市居相三丁目8番1号
"	今 村 旭	松山市居相五丁目8番5号
"	有 光 逸 武	松山市居相五丁目7番7号
"	今 村 敬 三	松山市居相四丁目21番12号
"	今 村 孝	松山市居相五丁目2番4号
"	清 水 良 三	松山市居相二丁目5番32号
監 事	玉 井 良 昭	松山市居相二丁目1番1号
"	永 木 圭 三	松山市居相一丁目10番5号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉 井 良 昭	松山市居相二丁目1番1号
"	堀 川 満 幸	松山市居相五丁目5番15号
"	玉乃井 實	松山市居相一丁目3番8号
"	有 光 逸 武	松山市居相五丁目7番7号
"	今 村 敬 三	松山市居相四丁目21番12号
"	堀 川 博	松山市居相四丁目19番30号
"	洲之内 貞 治	松山市居相一丁目3番10号
監 事	今 村 旭	松山市居相五丁目8番5号
"	清 水 良 三	松山市居相二丁目5番32号

○愛媛県告示第702号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市梅本地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 6月 7日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	家 久 恒 和	松山市北梅本町2841番地
"	永 井 武 信	松山市北梅本町2829番地
"	宮 内 明 治	松山市北梅本町2251番地 2
"	森 貞 幹 夫	松山市北梅本町2335番地
"	八 木 嘉 廣	松山市北梅本町888番地 3
"	奥 村 義 博	松山市北梅本町乙85番地

"	奥 村 敬 八	松山市北梅本町乙15番地
"	宮 内 康 二	松山市北梅本町813番地 2
"	松 本 範 良	松山市平井町3506番地
"	宮 内 勝 正	松山市南梅本町607番地
"	家 久 英 雄	松山市南梅本町756番地
"	宮 内 保	松山市南梅本町764番地
"	和 田 正 寛	松山市南梅本町813番地
"	高 岡 敏 夫	松山市南梅本町237番地 3
"	桑 原 英 信	松山市南梅本町863番地
"	久 保 武 志	松山市南梅本町1133番地
"	田 中 孝 明	松山市水尻町693番地 1
"	岡 本 泰 典	東温市西岡758番地
監 事	宮 内 賢 三	松山市南梅本町630番地 2
"	宮 内 順 三	松山市北梅本町2047番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	家 久 恒 和	松山市北梅本町2841番地
"	永 井 武 信	松山市北梅本町2829番地
"	宮 内 明 治	松山市北梅本町2251番地 2
"	森 貞 幹 夫	松山市北梅本町2335番地
"	八 木 嘉 廣	松山市北梅本町888番地 3
"	奥 村 敦 視	松山市北梅本町1152番地
"	奥 村 和 孝	松山市南梅本町乙190番地 1
"	宮 内 康 二	松山市北梅本町813番地 2
"	松 本 範 良	松山市平井町3506番地
"	宮 内 勝 正	松山市南梅本町607番地
"	家 久 英 雄	松山市南梅本町756番地
"	宮 内 保	松山市南梅本町764番地
"	和 田 正 寛	松山市南梅本町813番地
"	高 岡 敏 夫	松山市南梅本町237番地 3
"	桑 原 英 信	松山市南梅本町863番地
"	久 保 武 志	松山市南梅本町1133番地
"	田 中 孝 明	松山市水尻町693番地 1
"	山 本 幸 雄	東温市西岡749番地
監 事	宮 内 賢 三	松山市南梅本町630番地 2
"	宮 内 順 三	松山市北梅本町2047番地

○愛媛県告示第703号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市東石井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 6月 7日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 田 経 子	松山市東石井五丁目2番5号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	浅 野 周 三	松山市東石井五丁目10番25号

"	友 近 泰 教	東温市志津川157番地 1
"	越 智 賢 治	東温市志津川1790番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 田 豊 和	東温市志津川1421番地 1
"	大 西 幸 夫	東温市西岡1489番地 1
"	白 戸 栄 夫	東温市志津川67番地 2
"	大 西 正 康	東温市志津川1718番地 4
"	越 智 慎 資	東温市志津川1779番地
"	宮 内 和 夫	東温市志津川648番地
"	清 水 昭 弘	東温市志津川680番地
"	丹生谷 博	東温市西岡871番地
"	岡 本 泰 典	東温市西岡758番地
監 事	清 水 治 久	東温市志津川1432番地
"	水 田 治 徳	東温市志津川1456番地
"	松 本 弘 之	東温市西岡769番地

○愛媛県告示第704号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市北吉井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 6 月 7 日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 賀 正	東温市西岡161番地
"	大 野 史 雄	東温市志津川1510番地
"	森 省 三	東温市志津川514番地
"	高 塚 三 朗	東温市志津川583番地 1
"	増 田 伸 一	東温市志津川1835番地
"	宮 内 和 夫	東温市志津川648番地
"	清 水 昭 弘	東温市志津川680番地
"	山 内 正 行	東温市西岡427番地
"	岡 本 光	東温市西岡737番地 4
"	山 本 隆 夫	東温市西岡800番地
監 事	和 田 隆 茂	東温市西岡433番地 1

○愛媛県告示第705号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、東温市上林土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成25年 5 月24日認可した。

平成25年 6 月 7 日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

○愛媛県告示第706号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年 6 月 7 日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
25中局建（開）第12号 平成25年 5 月30日	伊予市上三谷字風呂ノ元甲561番 1	松山市和泉南 5 丁目 3 番17号 フレグランスいずみ B 105号 仲 神 秀 樹

○愛媛県告示第707号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年 6 月 7 日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
25中局建（開）第13号 平成25年 5 月30日	伊予郡松前町大字西古泉字小鯛216番 2	松山市余戸東 1 丁目10番25号 甲 斐 美 博

○愛媛県告示第708号

三崎町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（維持管理）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成25年 6 月 7 日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 三崎町土地改良区 土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- (2) 三崎町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成25年 6 月 7 日から 7 月 5 日まで

3 縦覧場所

伊方町役場三崎総合支所

公 告

○公 告

公文書の公開の実施状況

平成24年度の公開請求等に対する公文書の公開の実施状況の概要を次のとおり公表する。

平成25年 6 月 7 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 公文書の公開の請求等及び処理の状況

(単位：件)

Table with 5 columns: 区 分, 請求等の件数, 処 理 の 状 況 (公 開, 部分公開, 非 公 開), 取 下 げ. Rows include 公開請求, 公開申請, and 計.

注1 公開請求とは、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）に基づく公開請求をいう。

注2 公開申請とは、条例附則第3項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされている愛媛県情報公開要綱（平成5年10月愛媛県・愛媛県公営企業管理局・愛媛県教育委員会・愛媛県選挙管理委員会・愛媛県人事委員会・愛媛県監査委員・愛媛県地方労働委員会・愛媛県収用委員会・愛媛海区漁業調整委員会・愛媛県内水面漁場管理委員会告示第1255号。以下「要綱」という。）に基づく公開申請（要綱第2条第1項に規定する実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真であって、同条第2項に規定する決裁等が終了したもののうち、公立大学法人愛媛県立医療技術大学に引き継がれたものに係る公開申請を含む。）をいう。

2 公文書の公開の請求等の実施機関別内訳

(単位：件)

Table with 3 columns: 実 施 機 関, 公開請求件数, 公開申請件数. Lists various departments and committees with their respective request and application counts.

3 公文書の公開の請求等の主な内容

(単位：件)

Table with 3 columns: 請 求 等 の 主 な 内 容, 公開請求件数, 公開申請件数. Lists request categories like 工事設計書, 公益法人等の決算書類, etc.

4 公文書公開請求者等別の内訳

(単位：件)

Table with 3 columns: 公 開 請 求 者 等 の 区 分, 公開請求件数, 公開申請件数. Lists requester categories like 県内に住所を有する者又は事務所若しくは事業所を有する個人及び法人その他団体.

5 不服申立て等の状況

(1) 不服申立て

(単位：件)

Table with 7 columns: 不服申立て件数, 処 理 の 状 況 (裁 決 又 は 決 定, 却 下, 棄 却, 一 部 認 容, 認 容, 審 理 中), 取 下 げ. Shows data for 平成23年度 and 平成24年度.

注 不服申立てとは、公文書の公開請求に対する決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てをいう。

(2) 不服申出

実績なし

○公 告

個人情報の開示等の実施状況

平成24年度の開示請求等に対する個人情報の開示等の実施状況の概要を次のとおり公表する。

平成25年 6 月 7 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 個人情報取扱事務の登録件数

(単位：件)

Table with 2 columns: 実 施 機 関, 年度末件数. Lists departments and their total number of registered personal information handling tasks.

2 個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

(単位：件)

実施機関	請求の件数	処理の状況			取下げ
		開示	部分開示	非開示	
知事	40	13	14	9	4
公営企業管理者	87	37	38	12	0
教育委員会	17	16	0	1	0
人事委員会	1	1	0	0	0
警察本部長	13	3	9	1	0
合計	158	70	61	23	4

注 他の実施機関については、実績なし。

(2) 口頭による開示請求

(単位：件)

実施機関	請求の件数
知事	
総務部	46
県民環境部	14
保健福祉部	42
小計	102
教育委員会	7,855
人事委員会	294
警察本部長	36
公立大学法人愛媛県立医療技術大学	57
合計	8,344

注 1 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭により開示請求できるものであり、請求があった場合は、原則開示するものである。

2 他の実施機関については、実績なし。

3 個人情報の訂正請求の状況

実績なし

4 個人情報の利用停止請求の状況

実績なし

5 不服申立ての状況

(単位：件)

区分	不服申立て件数		処理の状況				取下げ
	平成23年度からの繰越件数	平成24年度不服申立て件数	却下	棄却	一部認容	認容	
開示決定等に係るもの	0	1					1
訂正決定等に係るもの	0	0					
利用停止決定等に係るもの	0	0					

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 6月 7日

愛媛県知事 中村時広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 5月23日	NPO法人 どんまい	栗栖 公明	松山市本町6丁目11番8	この法人は、主に松山市内の精神障害者の社会参加促進を旨とし、生活を取り戻すための活動の場、相談・サポートをできる場等を充実させていくとともに、地域住民等に対して精神障害者への理解を啓発することにより、精神障害者の福祉を向上、発展させることを目的とする。

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 6月 7日

愛媛県知事 中村時広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 5月27日	特定非営利活動法人 アイコン	西尾 敏弘	松山市東垣生町987番4	この法人は、障害者・障害児を対象として、地域社会との連携活動を推進しながら、障害者・障害児の創造的活動、生産活動の機会を提供及び障害者自立支援法にもとづいた事業を行い、障害者・障害児の自立と共生の環境作りを目指し、公益に寄与することを目的とする。

○ 公 告

登録販売者試験の実施について

薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第1項の規定により、平成25年登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成25年 6月 7日

愛媛県知事 中村時広

1 試験の日時

平成25年10月29日（火）午前10時30分

2 試験の場所

愛媛県薬剤師会館（愛媛県松山市三番町七丁目6-9）及び愛媛県庁（愛媛県松山市一番町四丁目4-2）（試験の場所は、受験票により通知する。）

3 受験申請書の提出期間

平成25年7月22日（月）から8月2日（金）まで。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験申請書の提出先

県内居住者については住所を管轄する保健所（松山市の区域にあっては、中予保健所）と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年6月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

衛生指導総合情報システムサーバ機器等の賃貸借及び保守管理業務委託

(2) 借入物品名、委託業務名及び数量

入札説明書及び仕様書による。

(3) 借入物品及び委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間及び委託期間

平成26年3月1日から平成31年2月28日まで

(5) 借入場所及び委託業務の履行場所

入札説明書及び仕様書による。

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23年度、平成24年度及び平成25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 借入期間の開始までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 4の(3)に掲げる受領期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課食品衛生係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912 2395

(2) 入札書の受領期限

平成25年7月19日（金）から平成25年7月23日（火）午前9時59分まで

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成25年7月23日（火）午前10時

愛媛県庁第二別館5階保健福祉部会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

受領期限：平成25年6月28日（金）午後5時

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: Public sanitation integrated information systems , 1 set

Nature and quantity of the service to be rendered: Maintenance and management services for the public sanitation integrated information systems

(2) Time limit of tender: 9:59 a.m. , 23 July 2013

(3) For further information , please contact: Food Sanitation Section , Pharmaceuticals and Hygiene Division , Health and Hygiene Subdepartment , Health and Welfare Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan

Tel 089 912 2395

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成25年5月30日あったので公表する。

平成25年6月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成25年度夏季一時金その他に関する事項
- 2 日時 平成25年6月10日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
一般財団法人創精会	松山市美沢1-10-38

医療法人敬愛会久米病院	松山市南久米723
特定医療法人清和会和ホスピタル	松山市柳原739
医療法人北辰会西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521
財団法人新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13-47
医療法人十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町1-1-28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地163

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第6号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年6月7日

愛媛県公安委員会委員長 亀 岡 マリ子

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（自動車以外の車両の牽引制限）</p> <p>第11条 法第60条の規定による自動車以外の車両の運転者の牽引制限は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由により運転することができなくなつた自動車又は原動機付自転車（以下「故障車」という。）を牽引することがやむを得ない場合においては、前号の規定にかかわらず、次に定めるところによりその故障車を牽引することができる。</p> <p>(4) 省略</p> <p>（運転者の遵守事項）</p> <p>第12条 法第71条第6号の規定により、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>またがり式の乗車装置に人を乗車させるときは、前向きにまたがらせること。</u></p> <p>(5) <u>傘を差し、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、若しくは安定を失うおそれのある方法で大型自動二輪車、普通自動二輪車、自転車若しくはハンドルバー方式のかじ取り装置を備えた普通自動車（以下「大型自動二輪車等」という。）若しくは原動機付自転車を運転し、又は傘を差し、物を担ぎ、物を持つ等運転者の視野を妨げ、若しくは安定を失わせるおそれのある者を大型自動二輪車等に乗車させて運転しないこと。</u></p> <p>(6)・(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p>	<p>（自動車以外の車両の牽引制限）</p> <p>第11条 法第60条の規定による自動車以外の車両の運転者の牽引制限は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由により運転することができなくなつた自動車又は原動機付自転車（以下「故障車」という。）を牽引することがやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、次に定めるところによりその故障車を牽引することができる。</p> <p>(4) 省略</p> <p>（運転者の遵守事項）</p> <p>第12条 法第71条第6号の規定により、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>大型自動二輪車又は普通自動二輪車の乗車装置にまたがらせないで乗車をさせて運転しないこと。</u></p> <p>(5) <u>かさをさし、物をつぎ、物を手に持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車を運転しないこと。</u></p> <p>(6)・(7) 省略</p> <p>(8) <u>交通ひんばんな道路において、かさをさして自転車を運転しないこと。</u></p> <p>(9) 省略</p>

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

附 則

この規則は、平成25年 7月 1日から施行する。